（漁港協力団体の業務）

第六十二条　漁港協力団体は、当該漁港協力団体を指定した漁港管理者が管理する漁港について、次に掲げる業務を行うものとする。

一　漁港管理者に協力して、漁港環境整備施設その他の漁港施設の維持若しくは保全又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の漂流物の除去その他の保全を行うこと。

二　漁港の維持管理若しくはその活用の促進（以下この条において「漁港の維持管理等」という。）又は漁港の発展に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三　漁港の維持管理等又は漁港の発展に関する調査研究を行うこと。

四　漁港の維持管理等又は漁港の発展に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（監督等）

第六十三条　漁港管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、漁港協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　漁港管理者は、漁港協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、漁港協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3　漁港管理者は、漁港協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4　漁港管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第六十四条　農林水産大臣又は漁港管理者は、漁港協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

（漁港協力団体に対する許可の特例）

第六十五条　漁港協力団体が第六十二条各号に掲げる業務を行うために必要な漁港の区域内の水域又は公共空地における水面又は土地の一部の占用についての第三十九条第一項の規定の適用については、漁港協力団体と漁港管理者との協議が成立することをもつて、当該規定による許可があつたものとみなす。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第八項ただし書中「同項第二号」を「第一項第八号の事業（これに附帯する事業を含む。）のうち漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第四十四条第一項に規定する認定計画に基づき行う事業並びに第三項第二号」に改め、同条第十項第三号中「漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第八十七条第十一項ただし書中「ただし」の下に「、第一項第八号の事業（これに附帯する事業を含む。）のうち漁港及び漁場の整備等に関する法律第四十四条第一項に規定する認定計画に基づき行う事業」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条　農林水産大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の漁港及び漁場の整備等に関する法律（次項において「新漁港法」という。）第四十条の規定の例により、同条第一項に規定する漁港施設等活用基本方針を定めることができる。

2　前項の規定により定められた新漁港法第四十条第一項に規定する漁港施設等活用基本方針は、施行日において同条の規定により定められたものとみなす。

（審査請求に関する経過措置）

第三条　第一条の規定による改正前の漁港漁場整備法（以下この条において「旧漁港法」という。）若しくはこれに基づく命令又は旧漁港法第二十六条の漁港管理規程によつてした漁港管理者の処分についての審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

2　旧漁港法又はこれに基づく命令に基づく農林水産大臣の処分又はその不作為についての審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法等の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

一　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第六条第四号

二　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十二条第三項の表第九号

三　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条第十号

四　企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第二項から第四項まで

五　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第一項第一号

六　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）別表㈡

七　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の六（見出しを含む。）

八　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）別表漁港の項

九　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第四条第一項

十　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第四十八条第一項

十一　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第五項

十二　外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第二条第八項及び第六条第五項

十三　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第十二条第三項

十四　海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第三条第四項

十五　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第一条第二項第三号

十六　沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第一条及び第六条第三項

十七　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）第三条第一項第四号

十八　地価税法（平成三年法律第六十九号）別表第一第十三号イ及び第十九号

十九　地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第三条第一項第五号

二十　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）別表漁港の項

二十一　水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第三十六条第三項

二十二　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）別表四の項

二十三　有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第九条第一項

二十四　景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第四号ロ及びハ(7)並びに第五十四条（見出しを含む。）

二十五　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百二十四条第一号ホ

二十六　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）別表二の項